

令和5年度  
(2023年度)

## 保健所の取り組み

### <部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症については、国や大阪府、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザ等感染症からの類型変更後においても予防啓発から発生動向の把握などにより一般的な感染症対策に努めていきます。併せて、市民が種々の健康危機に直面した際に対処できるよう、保健所移転の機会をとらえ専門的かつ技術的業務の推進に取り組むとともに、有事に備えた体制整備、人材育成に取り組めます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

### <部の構成>

保健医療課  
保健衛生課  
保健予防課

### <主な担当事務>

- (1)健康危機管理に関すること。
- (2)医事及び薬事に関すること。
- (3)食品衛生・環境衛生に関すること。
- (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。
- (5)感染症及び難病の対策等に関すること。
- (6)精神保健に関すること。
- (7)自殺対策に関すること。

### 重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（1. 災害対策など）

今般の新型コロナウイルス感染症対応を経験したことから得た教訓や課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築のため、平時から計画的に保健所体制を整備する必要があります。その一環として、令和4年度には災害時の保健医療活動の基本となる「枚方市保健医療調整本部活動マニュアル」を策定し、非常時における地域の災害医療体制の調整や避難所巡回等を想定した災害対応研修等を実施しました。さらに、今年度は感染症法及び地域保健法の一部改正により、健康危機管理体制の強化を目的に健康危機の段階に応じた人員体制や業務重点化、人材育成のための研修・訓練等について記載した「健康危機対処計画（仮称）」を策定します。

### 重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（2. 感染症対策など）

これまで、国・大阪府・医療機関等と連携しながら全庁的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日から感染症法上の取扱いが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行します。それに伴い行政措置の対象ではなくなり、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制の見直しが進められています。今後は国や大阪府の方針を確認の上、感染時の対応や備えについての周知を図り、市民の安心を確保しながら円滑な移行を目指します。

前述の「健康危機対処計画（仮称）」においては、感染症法の改正に基づき、大阪府及び本市が新たに策定する感染症予防計画との整合性を確保しつつ、既存の各種マニュアルや手引きの改定等を行います。また、大阪府が設置する連携協議会に参加し、府内の行政機関、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整します。

### 重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（3. 食中毒対策など）

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、対象業種に遍く閲覧できるよう独自に作成した動画や様式を活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発・助言に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

### 重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度に保健所を移転する計画としており、今年度は実施設計を予定しています。よって、前述の健康危機管理対策の取り組みを推進するため、移転の機会をとらえ保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図るとともに、多目的に活用できる諸室を整備し、健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

### 重点的な取り組み：自殺予防対策の推進

平成31年3月に策定した「枚方市いのちを支える行動計画（自殺対策計画）」については、今年度に第2期計画を策定することを見据え、令和4年度中に市民に対してアンケート調査を実施しました。自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し、さらなる自殺予防対策を進めていくための計画を策定します。また、令和2年以降、全国的に自殺者数増加が継続し、本市でも増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、さらなる「生きることの包括的支援」に向けて、全庁的に重層的な連携を図ります。

自ら命を断とうとする危機にある人やその家族などからの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、引き続き休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加により問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、多数の市民が目にするデジタルサイネージや動画配信、各種研修会等により、すべての人にメンタルヘルスの重要性の理解を促進するため、自殺予防に関する広報や普及啓発を行います。

### 重点的な取り組み：高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の開始

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者等を対象に、安定した在宅療養を継続できるよう、家族介護者の休息支援及び災害時の避難行動を促進するため、レスパイト入院費用の助成を開始します。あわせて、患者・家族の不安を軽減し、スムーズに利用につながるよう、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。